

令和 7 年

第 4 回神戸町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 2 日 開会

令和 7 年 6 月 12 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 7 年第 4 回神戸町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月2日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議第33号から報第6号までについて(提案説明)	3
散会	16

第 2 号 (6月11日)

開議	20
一般質問	20
宮 嶋 健太郎 君	20
小 川 榮 一 君	31
大 場 光 晴 君	36
鈴 木 愛 子 君	41
散会	47

第 3 号 (6月12日)

開議	51
議第33号について(質疑・討論・採決)	51
議第34号について(質疑・討論・採決)	51
議第35号について(質疑・討論・採決)	52
議第36号について(質疑・討論・採決)	52
議第37号について(質疑・討論・採決)	53
議第38号について(質疑・討論・採決)	53
議第39号について(質疑・討論・採決)	54
報第4号について(質疑)	54
報第5号について(質疑)	54
報第6号について(質疑)	55
報第7号から議第45号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)	55
議第46号について(提案説明・採決)	60

町議第 6 号について（委員長報告・採決）	6 1
閉会	6 3

令和7年第4回神戸町議会定例会付議議案

- 議 第 33 号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議 第 34 号 神戸町税条例の一部を改正する条例について
- 議 第 35 号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 第 36 号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 第 37 号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議 第 38 号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 第 39 号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）
- 報 第 4 号 令和6年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について
- 報 第 5 号 令和6年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報 第 6 号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況について
- 報 第 7 号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について
- 議 第 40 号 （仮称）ごうど児童館改修工事の請負変更契約について
- 議 第 41 号 エコプラザごうど建設工事の請負契約について
- 議 第 42 号 下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について
- 議 第 43 号 下水管布設（R7補・面整備）第1工区工事の請負契約について
- 議 第 44 号 下水管布設（R7補・面整備）第2工区工事の請負契約について
- 議 第 45 号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負契約について
- 議 第 46 号 農業委員会委員の任命同意について
- 町議第6号 再審法改正を求める意見書について

令和 7 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

令和 7 年 6 月 2 日 (月 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 2 日（月曜日）午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第 33 号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議第 34 号 神戸町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議第 35 号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 36 号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 37 号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 38 号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 39 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 報第 4 号 令和 6 年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について
- 日程第 11 報第 5 号 令和 6 年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 12 報第 6 号 令和 6 年度神戸町土地開発公社事業経営状況について

出席議員（10 名）

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健太郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 藤 井 弘 之 君 副 町 長 金 指 義 樹 君

教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

全員の方にお集まりをいただき、ありがとうございます。

私ごとですが、四、五日前に、同居人から、多分風邪だろうと思いますが、非常に激しいせきとか、それから鼻水をうつされまして、病院へ通っておりまして、薬を処方されておりますが、なかなか完治しないということでございます。途中、お見苦しい、お聞きにくい点があるうかと思いますが、よろしくお願いします。それでも駄目なら、大場副議長に代わっていただきますので、心の準備をできたらお願いします。

ただいまから令和 7 年第 4 回神戸町議会定例会を開会させていただきます。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 126 条の規定により、会期を通じ、8 番 飯沼 満君、10 番 鈴木愛子君の御両名をお願いいたします。

会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 11 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 12 日までの 11 日間に決定しました。

議第 33 号から報第 6 号までについて（提案説明）

○議長（宮川一美君） 日程第 3、議第 33 号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第 4、議第 34 号 神戸町税条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議第 35 号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 6、議第 36 号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議第 37 号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議第 38 号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議第 39 号 令和 7 年度

神戸町一般会計補正予算（第1号）、日程第10、報第4号 令和6年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について、日程第11、報第5号 令和6年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書について、日程第12、報第6号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況について、以上10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

6月第4回議会定例会、ただいま会期を本日より12日までの11日間と御決定をいただきました。議員各位には会期中の各常任委員会の審議を含め、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、主要事業の進捗状況及び一般会計補正予算等を中心にその大要について御説明申し上げます。

今年度も既に2か月余が経過したところでございますが、予定いたしております各事務事業につきましましては、完了・完成時期を見通しながら計画どおり着実に進めているところでございます。

初めに、昨年の9月議会において御議決いただきましたごうど児童館改修工事につきましましては、現在、7月19日のオープンに向け順調に工事を進めております。工事内容に一部変更が生じたので、今議会最終日に、工事請負変更契約の議案を上程させていただく予定でございます。

また、昨年度の神戸小学校に引き続き、夏休み期間を中心に施工いたします下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事をはじめ、資源ごみ回収施設エコプラザごうど建設工事並びに下水管布設工事に係る3つの工区につきましましては、いずれも先月末に入札を執行いたしており、これも今議会最終日に、工事請負契約の議案を上程させていただくところでございます。

次に、町道整備関係では、複数年での継続事業としております下宮前田6号線（通称、神戸街道）をはじめ、北一色南方1号線等の道路舗装・修繕事業について、現在、工事発注に向け設計積算を進めている段階でございます。

また、公共下水道につきましましては、今年度は加納地区を中心に年度末の供用開始に向け、延長約2.6キロの幹線・面整備工事を進めてまいります。

さて、今回の一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ9,750万円の増額補正をお願いするものでございます。

主な歳出でございますが、民生費では、昨年度、国の事業でありました物価高騰対応重点支援給付金事業において、定額減税し切れないと見込まれる方に対して調整給付金を支給いたしましたが、その事業で拾えなかった方への追加支給分に係る所要の経費を計上させていただい

ております。

衛生費では、住宅用太陽光発電システム設置整備費補助金における不足額の計上を、このほか、教育費では、複数年をかけて県下一斉に進めております次期校務支援システム構築業務委託料を、また県の事業でありますふるさと魅力体験事業として、北小学校の校外学習バス借り上げ料のほか、各学校施設における修繕工事費等を計上いたしております。

なお、これに見合います歳入でございますが、物価高騰対応重点支援給付金地方交付金をはじめ、各事業に伴う国・県支出金並びに寄附金等をもって補正予算を編成いたしましたところでございます。

以上が、令和7年度一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

そのほかの議案では、ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定をはじめ、神戸町税条例等5つの条例の一部改正、また令和6年度の繰越明許費に係る繰越計算書並びに神戸町土地開発公社事業経営状況の報告等、合わせて10議案を上程いたしております。

詳細につきましては、この後、副町長並びに産業建設部長より説明をさせますので、格別なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての方針説明とさせていただきます。

今議会、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、町長の方針説明を受けまして、本日定例会に提案させていただきます条例の制定及び一部改正、また一般会計補正予算等の10議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、議第33号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

ごうど児童館の設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、児童の豊かな情操と健全な心身の育成を図るため、ごうど児童館の設置及び管理について、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第16号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例。

以下、第1条の設置から3ページにかけまして、第14条の委任並びに4ページの附則、別表から成る条例であります。

また、この附則の中で、従前の神戸町ふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例は廃止をいたします。

それでは、次のページに条例の概要がつけてございますので、御覧いただきたいと思います。

ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の概要であります。

初めに、1. 制定の趣旨は、子供の健やかな成長に必要な遊びと学びの場を提供し、子育て家庭の相談を支援するとともに、多世代の交流や健康増進に資する活動を促進し、地域ぐるみで安心して子供を育てられる環境づくりに寄与するため、ごうど児童館を設置し、その管理規定を整備するものであります。

2の制定の内容です。

まず、第1条では、設置の目的を定めております。

第2条では、名称をごうど児童館とし、その位置を定め、また第3条の施設では、ごうど児童館の構成施設を規定しております。

児童館の建物1階部分をみんなの広場と称し、2階部分は、これまでと同様に子育て支援センター、そのほか屋根付ゲートボール場、多目的グラウンド、ふれあい作業所となります。

第4条では、児童館で行う事業について規定しておりまして、小学生以上の児童を対象とする遊びや活動に関する事業、子育てに関する支援、相談等に関する事業、多世代の交流や健康増進に係る活動の促進に関する事業等を実施していくものとしております。

第5条は、職員の配置について、また第6条では、開館時間及び休館日について、規則で定めるものとしております。具体的な使用時間等につきましては、裏面の一番下段で規則（案）を抜粋で記載しております。

続きまして、第7条の使用者の範囲から第13条の使用者の義務では、児童館を使用することができる者の範囲を規定することをはじめ、使用の方法や料金の徴収など使用手続の全般について規定しております。

児童館の1階のみんなの広場及び2階の子育て支援センターは、18歳未満の者とその保護者並びに子育て支援団体等の児童館の活動に関する事業を行う個人または団体が、原則として自由に無料で使用することができることを規定しております。その一方で、屋根付ゲートボール場やふれあい作業所等の従前の施設については、これまでと同様の手続とします。使用者は、あらかじめ使用の許可を受け、使用料を納入の上、使用することに変更はありません。

第14条の委任では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

3の附則として、この条例は、児童館のオープンを予定しております令和7年7月19日から施行するものとします。

また、本条例の制定に伴いまして、旧条例であります神戸町ふれあいセンター等の設置及び管理に関する条例は廃止するものです。

次に、日程第4、議第34号 神戸町税条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、令和7年度地方税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりいただき、神戸町条例第17号 神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下、1ページから5ページまでの改正条文、及び7ページにかけまして経過措置等を定めます附則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が1ページから26ページございまして、その最後に改正点の概要がつけてございます。

この概要版で説明をさせていただきます。

神戸町税条例の改正点の概要です。

1. 改正の趣旨は、令和7年度地方税制改正に伴う地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

4月の臨時議会におきまして、令和7年4月1日施行分については専決処分の御承認をいただいておりますが、4月1日以後の施行分について今回提案させていただくものであります。

2の改正の内容です。

初めに、①の第11条関係では、公示送達に関する規定について、DX社会形成基本法の改正一括法の省令改正に沿うよう整備を行うものであります。

公示送達とは、徴収金の賦課徴収または還付に関する書類は、郵便等により交付することとしておりますが、住所、居どころ等が明らかでなく交付できない場合には、庁舎の掲示場に必要事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度であります。

今回の改正は、現在のこの制度に加え、町ホームページで表示するなど、インターネットを用いた方法により閲覧することができる状態の措置をするものであります。

②の第26条の3、第28条の2から第28条の3の3関係では、特定親族特別控除の創設に伴い、関連する規定を整備するものであります。

具体的には、まず1つ目として、生計を一にする年齢が19歳以上23歳未満の、いわゆる大学生年代の子等について、特定扶養控除の対象となる給与収入要件を、現行の103万円までを123万円までに拡充するもの。2つ目として、給与収入が123万円を超え150万円までを対象として特定親族特別控除を創設し、さらには、150万円から188万円までについても控除額に段階を設け、逡減しながら控除するものとなります。

③の附則第15条の2の2関係では、町たばこ税の課税の関係です。加熱式たばこについて、紙巻きたばこより税負担水準が低く、課税の適正化の観点から課税標準の換算方法を見直す改

正であります。

そのほか、④⑤では、各条項や附則において、法令等の改正に伴いまして、文言の整理のほか数字表記の統一など所要の改正を行っております。

3の附則として、施行期日については、この条例は公布の日から施行します。ただし、第11条の公示送達の関係は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる改正法の公布の日である令和5年3月31日から起算して3年3月を超えない範囲内において、政令で定める日とします。

また、第26条の3、第28条の2から第28条の3の3の特定親族特別控除関係については令和8年1月1日から施行するものとし、附則第15条の2の2の町たばこ税関係については令和8年4月1日から施行します。加えまして、公示送達、町民税、町たばこ税について、それぞれ適用に関する経過措置を規定しております。

次に、日程第5、議第35号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、空調設備に要する費用を規定するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第18号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

改める別表は記載のとおりであります。

裏面をお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

経過措置として、改正後の別表の使用料の規定は、施行日以後の使用に対する使用料について適用し、施行日前の使用に対する使用料については、なお従前の例によるものとし、また、同じく改正後の別表の空調設備に要する費用の規定は、空調設備が設置された施設について適用するものとします。

なお、この後ろに新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

今回の改正でございますが、小学校の屋内運動場を利用する者から、空調設備を使用する際には1時間当たり1,100円の使用料を徴収する規定を整備するものであります。

次に、日程第6、議第36号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例についてです。

神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、神戸町教育委員会事務局組織の見直しに伴い、この条例を定めようとするものです。

1 枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第19号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「教育部」を削る。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとします。

これまでの教育委員会教育部の名称を、今年度4月より教育委員会事務局に改めておりまして、文言の整理を行うものであります。

なお、この次に新旧対照表がつけてございます。御参照いただければと思います。

次に、日程第7、議第37号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものであります。

1 枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第20号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

まず、第1条として、神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、その第1条関係の改正条文が2ページの中段までになります。

その次に、第2条として、神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、第2条関係の改正条文が4ページの中段辺りまで、並びに附則から成る条例であります。

その後ろに、今回改正をいたします2本の条例の新旧対照表が1ページから10ページまでとなります。

最後に、改正点の概要となります。そちらを御覧いただきたいと思います。

神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正点の概要であります。

1の改正の趣旨は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、国の基準と同様の内容に改めるため、関係する2本の条例を改正するものであります。

2の改正する条例であります。第1条として、神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、まず(1)として、第6条関係では、家庭的保育事業者等の保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保に関する見直しを行うものであります。

具体的には、中段の表に記載のとおり、家庭的保育事業者等は、これまでは保育所、幼稚園または認定こども園等の連携施設を確保しなければならないとされておりました。しかしながら、連携施設を確保することが著しく困難であると町長が認める場合においては、一定の要件を満たす保育内容支援連携協力者を確保することによって、連携施設を確保しないことができることとするものであります。また、代替保育についても同様に、町長は、必要な措置を講じてもお連携協力者の確保が困難と認める場合には、連携施設を確保しないこととすることができる規定を設けるものであります。

その下、(2)第16条関係では、施設に配置が求められている配置基準の有資格者の中に、これまでの栄養士に加え、管理栄養士を追加するもの。

(3)の附則第3条関係では、連携施設の確保に係る経過措置の延長についてでありまして、連携施設を確保することが困難な場合には、従前の10年の経過措置を15年に延長するものであります。

裏面をお願いいたします。

第2条では、神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

特定地域型保育事業者等に対しても、(1)第42条関係、また(2)附則第5条関係の中で、ただいま申し上げました前ページの第1条での改正と同様に、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保の見直し並びに経過措置の期間の延長の改正を行うものであります。

そのほか、(3)において、法令の改正等に伴いまして、引用条項の整理を行っております。

3として、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、現在、神戸町内に、当該条例で規定をいたします保育事業等を行っている事業所、施設等はありません。

次に、日程第8、議第38号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、土地改良法の一部改正に伴い、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりいただき、神戸町条例第21号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例。

神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第91条の2第6項第1号及び第2号」を「第91条の2第6項第1号から第3号まで」に改める。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとする。

今回の改正は、土地改良法の一部改正によりまして、特別徴収金を徴収することができる者の規定が追加されたため、改正を行っております。

なお、その次に新旧対照表がつけてございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、日程第9、議第39号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思います。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,750万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

それでは、8ページをお開きいただきたいと思います。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、全体で8,450万円の増額補正であります。

これは、令和6年度に国の事業で進められた物価高騰対応重点支援給付金事業において、令和5年分の推計所得を基に給付金を支給いたしました。その中では定額減税し切れないと見込

まれる方への調整給付金を実施いたしました。今回は、その事業で拾い切れなかった方への不足支給分として、また新たに給付対象となった方への追加支給分に係る関係経費を計上しております。

その内訳です。節1報酬の30万円は会計年度任用職員分の報酬、節3職員手当等の20万円は職員の休日時間外勤務手当、節10需用費58万円は事務用品等の消耗品費に8万円と、確認書や封筒などの印刷製本費に50万円であります。節11役務費では通信運搬費として郵便代に112万円と、口座振込手数料に70万円、節12委託料160万円は行政情報センターへ支払います給付システムの改修委託料であります。節18負担金補助及び交付金は、物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分）として8,000万円の計上です。

その内訳として、今回3つのケースを想定しております。

1つ目として、当初の給付額と差額が生じた方への不足額給付として、1人当たりの平均給付額を1万5,000円、給付対象者を1,400人と見込み2,100万円、2つ目として、子供の出生等により令和6年中に扶養親族が増えた方への不足額給付として、1人当たり3万円を給付するものが100人と見込み300万円、3つ目として、当初は給付対象外であった事業専従者の方や、低所得世帯向け給付の対象外であった方への追加給付として、1人当たりの給付額を4万円、対象者を1,400人と見込み5,600万円、以上3つのケースを合わせまして、総額8,000万円を計上しております。なお、これらの経費は国庫補助率10分の10であります。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費では、節18負担金補助及び交付金で50万円。住宅用太陽光発電システム設置整備費補助金の申請件数により増額をするもので、県の補助率は10分の10であります。

続いて、9ページにかけまして、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費では、節12委託料で660万円の計上です。複数年をかけまして、県を通じて全県下一斉に導入を進めてまいります次期校務支援システムに係ります構築業務委託料となります。国の補助率は、おおむね3分の1であります。

なお、この業務については債務負担行為を設定しておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費では410万円の計上です。

内訳は、節14工事請負費の370万円は、いずれも学校施設内において不具合が生じております案件についての修繕や改修費用を計上しています。103. 南平野小学校漏水修繕工事に250万円です。給食配膳室付近の給水管の漏水を修繕するものです。104. 北小学校屋外放送設備改修工事の120万円は、屋外放送設備の改修を進めてまいります。節18負担金補助及び交付金の40万円は、指定寄附金により1校当たり10万円ずつ、特色ある学校づくり交付金として4小学

校に充てるものであります。

その下、目3教育振興費では、節13使用料及び賃借料で10万円です。県の委託金を受けて、ふるさと魅力体験事業として北小学校が実施をいたします校外学習のバス借り上げ料を計上しております。県の補助率10分の10であります。

次に、項3中学校費、目1学校管理費では170万円の計上です。

その内訳は、節17備品購入費で160万円の計上です。車椅子を使用する生徒の円滑な移動を補助するための階段昇降車の購入経費を計上しております。節18負担金補助及び交付金の10万円は、小学校費のところと同様に、指定寄附金により特色ある学校づくり交付金に充てるものであります。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

続いて、6ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金では、総額で8,450万円。歳出のところで申し上げましたが、国の物価高騰対応重点支援給付金地方交付金として、対象者に対して給付金を追加支給する事業費補助金と、その事務費補助金の計上で、全額が国庫補助であります。

内訳としましては、004、不足額給付金の事業費として8,000万円、005、その事務費等に充てる補助金として450万円であります。

その下、目6教育費国庫補助金、節2小中学校費補助金では、公立学校情報機器整備費補助金として200万円の計上で、国の補助率はおおむね3分の1であります。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目2衛生費県補助金、節1保健衛生費補助金の50万円は、太陽光発電設備等設置費補助金で、県の補助率10分の10。

次に、項3委託金、目4教育費委託金、節1小中学校費委託金では、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金として10万円。こちらも県の補助率10分の10であります。

7ページをお願いします。

款17項1寄附金、目4教育費寄附金の50万円は、学校教育の指定寄附金を受けましたので、小学校、中学校の特色ある学校づくり交付金に充てるものであります。

最後に、款19項1目1繰越金は、令和6年度からの確定をいたしました繰越金の一部、990万円を計上いたしました。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加として、事項、次期校務支援システム構築業務委託事業として、期間は令和7年度から

令和 8 年度まで、限度額は200万円です。全県下一斉に公立学校で導入を進めます校務支援システムについて、2 か年事業として進めるため、債務負担行為を追加設定するものであります。

以上、令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（第 1 号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第10、報第 4 号 令和 6 年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてです。

地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、令和 6 年度神戸町一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

御覧の表のように、令和 7 年 1 月臨時会及び令和 7 年 3 月定例会での補正予算において、繰越明許費を設定いたしました款の 2 総務費、項の 2 企画費、地域公共交通再構築事業を含めまして、8 つの事業に係ります繰越額及びその財源内訳であります。これら 8 つの事業の翌年度繰越額の合計は、2 億2,462万9,000円となっております。

この次の報第 5 号につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） おはようございます。

続きまして、日程第11、報第 5 号 令和 6 年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書についてを御説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 6 年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額、款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、事業名、下水道管渠整備事業、予算計上額6,710万円、翌年度繰越額、同額の6,710万円、翌年度繰越額の財源の内訳は、国庫補助金、企業債、その他の欄に記載のとおりでございます。繰越しの理由は、説明欄に記載のとおり、関係機関との工程調整のためでございます。

続きまして、下の表でございます。

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、事業名、下水道処理場整備事業、予算計上額943万8,000円、翌年度繰越額も同額の943万8,000円、翌年度繰越額の財源内訳は、御覧のとおりでございます。繰越しの理由は、説明欄に記載のとおり、整備を行う機器が受注生産品であり、製作に日数を要するためでございます。

なお、下水道管渠整備事業と下水道処理場整備事業の 2 つを合わせました令和 7 年度への繰越額は7,653万8,000円となります。

以上、報第 5 号 令和 6 年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） 最後になります。

日程第12、報第6号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてです。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況を、別冊のとおり報告する。

それでは、別冊資料、令和6年度神戸町土地開発公社事業会計決算書に基づきまして、経営状況の概要を御報告させていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、土地開発公社の事業報告についてでございますが、1. 概要の(1)総括事項の4行目を御覧いただきたいと思います。

令和6年度神戸町土地開発公社の事業実績として公有地取得事業及び土地造成事業の事業実績はなく、一般管理費については、経費の節減を図り健全経営に努めております。

(2)の理事会の議決事項でございますが、年間で2回の理事会を開催していただき、記載のとおりそれぞれ議決をいただいております。

次に、2. 事業では、(1)土地の取得状況、(2)土地の処分状況ともに事業実績はなく、3. 会計の(1)借入金の概要ですが、こちらについても実績はございません。

次に、(2)保有地の明細でございますが、西保字村西の都市計画道路用地158.77平方メートルの用地1筆のみを保有しております。

2ページを御覧いただきたいと思います。

神戸町土地開発公社決算報告書でございます。

まず、1. 収益的収入及び支出について説明させていただきます。

(1)収入としましては、第1款事業収益では、第1項の公有地取得事業収益並びに第2項の土地造成事業収益について、ともに実績がなく、ゼロ円であります。

第2款事業外収益では、第1項の受取利息が6,684円で、収入合計の決算額は、同額の6,684円でございます。

次に、(2)支出でございますが、第1款事業原価では、第1項の公有地取得事業原価並びに第2項の土地造成事業原価は、ともにゼロ円。

第2款第1項の販売費及び一般管理費として14万6,059円。よって、支出合計の決算額は、同額の14万6,059円でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出でございますが、(1)の収入、(2)の支出の決算額は、ともにゼロ円でございます。

以下、4ページ左には貸借対照表、右に損益計算書、続いて5ページにはキャッシュ・フロー計算書、6ページには財産目録及び基本金明細表、7ページには資本金収入及び支出の明細表、8ページは収益的支出の内訳表、9ページには令和6年度末の公有用地明細表、10ページにはその位置図が添付してございます。

なお、この経営状況につきましては、最終ページにございますとおり、土地開発公社の監事であります町の大場一郎監査委員、議会の鈴木愛子監査委員の御両名に、5月19日に決算の審査を受け、その意見書を添付させていただいております。

また、5月22日に開催いたしました令和7年度第1回神戸町土地開発公社の理事会において、決算の認定をいただいておりますので、併せて報告をさせていただきます。

以上、本日提案をさせていただきます10議案の説明とさせていただきます。

議員各位には、会期中の各常任委員会におきまして、担当部課長より詳細に御説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川一美君） お諮りします。議案精読並びに委員会審査のため、6月3日から10日までの8日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、6月3日から10日までの8日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、受理しました請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり所管の委員会に審査を付託しましたので御報告いたします。

本日はこれをもって散会します。大変御苦労さまでございました。

午前10時28分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月2日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 飯 沼 満

令和 7 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

令和 7 年 6 月 11 日 (水 曜 日)

議 事 日 程（第2号）

令和7年6月11日（水曜日）午前9時30分開議

日程第1 一般質問

出席議員（10名）

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健太郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

今日は、4 人の方から一般質問の通告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それと先日風邪をひいておりまして、大変皆さん方には御迷惑をかけました。風邪は完治しておりますが、まだ少しせきが出るようでございますので、あしからずよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（宮川一美君） 日程第 1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次お願いをいたします。

3 番 宮嶋健太郎君。

○3 番（宮嶋健太郎君） 議席番号 3 宮嶋健太郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は米価格高騰と今後の農政について、そして空き家対策についての 2 点についてお尋ねいたします。

初めに、米価格の高騰とそれに関連する今後の農政の在り方について伺います。

総務省統計局の小売物価統計調査、最新データは2025年5月23日発表資料によると、お米5キログラム1袋の値段を全国のスーパーで価格調査した結果、1年前の2024年4月は2,228円だったのに対し、2025年4月では4,543円と2倍以上となっております。農林水産省の今月9日の発表では、直近の米5キロ当たりの平均価格は4,223円ということで、政府備蓄米の放出もあり、一時期より下がったものの、それでも前年同月比で約2倍、4,000円台の高値が続いています。

米の価格はこのところ高止まりしており、消費者だけでなく農家や事業者、学校給食など様々な場面で影響が出ております。その背景には、全国的な作付面積の減少や天候不順による不作、肥料、燃料代、包装資材などのコスト増、流通コストの上昇など複数の要因が絡んでいると考えられます。

こうした価格上昇は、消費者の家計に影響するだけでなく、実は農家にとっても一様に好材料とは言い切れません。主に米を作り続けてきた農家のプラス面としては、米価上昇によって収益性が一時的に改善し、久しぶりの追い風とも言えます。一方、マイナスの側面としては、米価高騰が続くと消費減少や代替食への移行が進み、中長期的には逆風になる懸念もあります。

それでは、(1)、まず現在の米価格の動向とその要因、そして町内の農家への影響について、

町としてどのように捉えているかお聞かせください。

(2)、次に、米価格高騰対策について伺います。

国においては備蓄米の放出などの対応が行われていますが、価格の高騰は依然として続いており、安い備蓄米はなかなか手に入れることは困難で、消費者への影響は続いています。

こうした中、例えば岐阜県内では土岐市が全世帯約2万5,000世帯にお米券10枚4,400円分を配付することが6月4日に報道されました。かかる費用は1億2,000万円、国の物価高騰対策の臨時交付金を使って急ピッチで進められました。他県ではお米を現物支給する自治体もあります。当町としても消費者支援の対策として、お米券や購入支援を検討いただけないでしょうか。

(3)農業従事者の高齢化と後継者不足については、既に全国的な課題であり、本町においても例外ではありません。特に70代以上の方が主力となっている集落もあり、あと数年で作れなくなる田んぼが出てくるとの声も少なくありません。このままでは米の価格が幾ら上がっても担い手がいけないという状況になりかねません。そのような中で、町としては持続可能な農業をどのように構築していくのでしょうか。

さらに長期的には、将来の担い手を育てていくために、町内の小・中学校と連携して農業に親しむ教育や、地元農家との体験活動の導入も御検討をいただきたいと考えます。以前は柳瀬地区で小学校の農業体験も行われていましたが、現在は実施されていないようです。将来の担い手育成として、地元学校と連携してはいかがでしょうか。

(4)、最後に、学校給食への影響について伺います。

現在、原材料高騰によって非常に学校給食が寂しくなったという地域があるように聞いております。米をはじめとする材料費の高騰が続く中で、学校給食の予算はあらかじめ定められており、その範囲内で品質や量を維持するのは難しくなっているのではないかと懸念しております。

現場の栄養士さんや調理員の方々は、限られた予算の中で工夫を凝らし、栄養バランスと味、地域食材の活用などに日々努力されていると承知しております。今後の対応について、町としてどのように考えておられるか伺います。

以上、4点にわたって米価格高騰と今後の農政についてお尋ねいたしました。

続いて、空き家対策についてお尋ねします。

近年、全国的に空き家の増加が大きな社会課題となっております。空き家は防災、防犯、衛生、景観といった地域の暮らしに密接に関わる問題であり、放置されればされるほど町全体の活力を損なうおそれがあります。神戸町においても将来的に人口減少が見込まれる中で、空き家の利活用や未然防止策をどう講じていくかが重要な政策課題であると考えます。

(1)、まず、神戸町における空き家の現状について伺います。

具体的には町内の空き家の総数、老朽化の進み具合など状態別の内訳、また地域別の分布についてどのように把握されているのかお聞きします。

また、町では空き家セミナーや個別相談会を実施してきたと伺っており、今月も広報に空き家相談会のお知らせが掲載されています。その開催実績や参加状況なども含め、町としての空き家対策の取組状況をお聞かせください。

(2)、次に、当町の空き家バンクの活用状況と定住促進奨励金制度における中古住宅取得の利用実績について伺います。

空き家バンクは、空き家の所有者と利用希望者とをマッチングする有力なツールですが、実際にどれだけの物件が登録され、何件の成約に至っているのか、その結果についてお聞かせください。

また、定住促進奨励金制度の中で、中古住宅取得者への支援としてどの程度の利用が進んでいるのか、具体的な実績をお伺いします。

(3)、次に、空き家のマッチングアプリの活用について伺います。

最近では、民間企業によって開発された空き家マッチングアプリや住宅ポータルサイトが増えています。先月5月27日の中日新聞には、大垣市のIT会社アワーズがCONNECTAこみんかという空き家売買マッチングアプリの開発をしたという記事が掲載されました。ほかにも様々な住宅ポータルサイトで全国の空き家情報を統合して、利用者が地域や条件で絞って検索、問合せができる仕組みを提供しています。

本町でもこうしたアプリ等、町内の空き家情報を掲載することで、より広域からの利用希望者を呼び込むことが可能になるのではと考えます。そのような企業との連携も検討してはどうでしょうか。

(4)、最後に、住まいのエンディングノートについて伺います。

家族と一緒に住まいの将来を考えるきっかけや、住まいの生かし方、しまい方に関する制度や手続への理解を深めるために、住まいのエンディングノートが作られています。

この住まいのエンディングノートは、今住んでいる家を将来どうするのか家庭で事前に話し合って記録しておくことで、空き家化や相続トラブルを防ぐためのツールです。国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で作成し、1年前の2024年6月に初版が発行されました。こうした取組は、将来的な空き家を未然に防ぐ予防型の施策として大変有効であると考えております。

現在、岐阜市も市のホームページで紹介されております。本町でも町のホームページでの紹介や空き家セミナー、相談会での配付、説明など積極的に周知を行っていただけないでしょうか。

か。

以上、4点にわたって空き家対策についてお尋ねいたしました。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

本日は4人の議員さんより一般質問をいただいております。発言順に従いまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、宮嶋健太郎議員の御質問の第1項目め、米価格高騰と今後の農政についての第1点目、米価格の動向やその要因、また町内農家への影響をどのように捉えているかでございますが、令和5年の異常気象による不作や外食の増加傾向とインバウンドによる需要の増加、また南海トラフ地震臨時情報等による災害に備え各家庭での米の備蓄など、複数の要因によりまして昨年の夏頃から全国的に米が不足している状況となっております。その結果、米の価格が上昇傾向となり、令和6年産の新米が出始めてもなお高い水準のまま推移し、今年に入ってから米価格の上昇が続いています。

そのような状況の中、政府備蓄米の競争入札による放出分が市場に出回り、さらに今後は随意契約でスーパーなどに引き渡された備蓄米の販売も本格化してまいります。したがって、今後の推移を、動向を注視し、考えたいと思っております。

また、農業経営者の方々にとって、このような価格変動は安定した経営を継続していく上で懸念材料の一つであると考えますので、町といたしましては、引き続き支援体制の推進を図っていきたく考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、御質問の第2点目、お米券等による購入支援策についてでございますが、議員お説のように、県内では土岐市において物価高騰対策としてお米券を配付されていることは承知しております。しかしながら、お米に限らずあらゆる商品等が値上がりしている中、お米に限定されない支援を求める声もお聞きしておりますので、物価高騰を注視しつつ調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、御質問の第3点目、持続可能な農業をどのように構築し、農家を支援していくのか、また担い手の育成についてでございますが、農業経営者が効率的かつ安定的な経営を構築するには、規模拡大を図る農業者や農業経営体、集落営農法人などが農地を貸したい方から借り受け、集約し、地域農業を将来にわたって守っていく体制を構築することが重要であると考えます。

また、農業経営者への支援につきましては、昨年度から元気な園芸農業サポート補助金事業を実施しております。農業資材等の高騰による経営への影響を緩和するための支援策として、

町単独事業として進めております。さらには、新たな農業機器や機械等の購入をはじめ、ＩＣＴ技術を導入する際には国や県の補助メニューがございますので、引き続き積極的にＰＲしてまいりたいと考えております。

一方、担い手の育成に関しましては、まずは将来を担う子供たちに農業に興味を持ってもらうことが重要であると考えます。最近ではスマート農業を目指し、ドローンや自動操舵システム等の先駆的な農業機器を導入する農業経営者がいらっしゃいます。そのような方々に御協力いただき、最新の進んだ農業を子供たちが知り、興味を持ってもらえる機会を検討していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいとお願い申し上げます。

次に、御質問の第４点目、米などが高騰する中、予算内で給食の品質が保てるのかについてでございますが、現在神戸町の学校給食で使用する米につきましては、岐阜県学校給食会から精米した米の納入を受け、学校給食センター内で炊飯し、給食として提供しております。米の納入につきましては、岐阜県学校給食会との間で年間契約をしておりますが、令和７年度の納入価格については、昨年度と比較し大幅に上昇しております。

このような中、学校給食センターでは、米などの賄材料の価格高騰に対応するため、使用する食材を精査し、また献立を工夫するなどして給食の質が保てるよう取組を行っております。しかしながら、今後の賄材料の価格動向が見通せない状況のため、引き続き価格の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第２項目め、空き家対策についての第１点目、神戸町における空き家の現状と空き家セミナーの実績についてでございますが、神戸町の空き家に関する実態調査は令和３年度に実施しており、地元区長さんからの情報や課税、水道使用量等から判断し、３２５戸の空き家を把握しております。また、地域別に見ますと、中心市街地に多く見受けられます。

一方、空き家の状態ですが、特定空き家に該当するものは４件あり、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成３１年に設置した神戸町空家等対策協議会からの指導、助言により、全て取壊しが完了しております。また、管理不全な空き家については６件あり、引き続き対策協議会の御意見を伺いながら解消に向け取り組んでいるところでございます。

さらには、空き家対策の新たな取組として、昨年度よりＮＰＯ法人岐阜空き家・相続共生ネットとの共同により、区長会をはじめ民生児童委員さんを対象に、空き家予防と題し空き家に関するセミナーを開催しております。加えまして、個人向けの相談会も昨年度３回開催しており、８件の相談がありました。いずれの方からも好評をいただいております。

次に、御質問の２点目、空き家バンクの活用状況と定住促進奨励金制度での中古住宅取得の実績についてでございますが、空き家バンクの活用状況につきましては、制度が開始された平

成31年度からこれまでに延べ19件、空き家バンクに掲載してきております。この19件のうち、空き家バンクの利用によりまして、これまでに3件が契約成立に至っております。それ以外では、民間の不動産業者にも並行して仲介依頼をしていたことにより、8件が契約成立、また、4件が御自身の都合より掲載を中止しており、残りの4件につきましては現在も空き家バンクに掲載中となっております。

一方、平成25年度からスタートしている定住促進奨励金制度につきましては、町内に住宅を新築または中古住宅を購入した方に町単独事業として奨励金を交付しているものです。この制度を利用して中古住宅を取得された方の実績は、制度の開始から令和6年度末までに36件の方に助成をしております。

次に、御質問の第3点目、マッチングアプリとの連携についてでございますが、多くの人が利用できるマッチングアプリは、物件情報を一括で検索ができ、自分に合った物件を見つけやすく、空き家の活用が促進されることが期待されるものと考えております。御質問の今後の連携につきましては、協議会の御意見も十分に伺いながら、先進市町の事例を参考に調査・研究をさせていただきますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、御質問の第4点目、住まいのエンディングノートの活用についてでございますが、議員お説のように、住まいのエンディングノートは、令和6年6月に国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会の3者が地域や家族に迷惑をかけてしまう放置空き家の存在が社会問題となっている昨今、元気なうちから住まいの将来について家族みんなで一緒に考えようという観点から合同で発刊したものでございます。

自分自身の住まいの将来を考える上で参考となるものであると言えますので、あらゆる機会を通じて関係する方々に周知をしていきたいと考えております。

以上、宮嶋健太郎議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ただいまの答弁を受け、米価格高騰と今後の農政について、まず何点か再質問及び意見を申し上げます。

(1)の町内農家への影響ですが、現在、耕作放棄地の増加ペースに歯止めがかかっておらず、非常に不安定な価格の中、担い手不足がより深刻化して、今後米の価格が下がった際に米農家が一気に撤退するリスクも心配しております。

また、消費者としても、主食の米の価格が高く、価格安定の見通しが立たず買えないというのは非常に不安なものです。ぜひ町としても、消費者、農家の声を共に受け止めて今後の対応に当たっていただきたいと思います。

(2) 米の価格高騰は、今までは米価格が低過ぎて米農家が減少していた中で、生産者にとっては収入増につながる等、消費者にとっては家計の負担増となるという難しい側面を持っています。農業を守るのと同時に町民の暮らしを守る、その両立をぜひ目指していただきたいとお願いします。

消費者の支援としては、お米には限定しないものの支援を検討ということで、今連日テレビやネットニュースで米問題が取り沙汰されており、ぜひお米にも使える形で支援をよろしくお願いします。

(3) 農業支援に関して御答弁にあった町の施策である元気な園芸農業サポート補助金について質問させていただきます。

2年ほど前の令和5年9月議会においても農業支援について質問させていただく中で、肥料、資材価格高騰の継続的な支援をお願いさせていただきました。元気な園芸農業サポート補助金は、農業の意欲を支える非常に意義のある取組であると受け止めておりますが、実際にどれくらいの農業者の方が活用されているのか、昨年度の実績をお聞かせください。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 昨年度の元気な園芸農業のサポート補助金の実績といたしましては、補助の件数が78件、補助金額の総額は424万4,300円でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 78件ということで、多くの方に御利用いただいているということで、安心はしました。

ただ、農業という1次産業は食料を供給し、生活を支える、最も守らねばならない産業と考えます。近年では後継者不足や高齢化が進み、その重要性が再認識されております。ぜひ今後ともより手厚い支援をよろしくお願いいたします。

持続可能な農業の構築という点では、集約化を上げていただきました。農業をもうかる産業に変えていくため、今後農業を持続可能で魅力的な職業にしていくには、大規模化、効率化は避けて通れない道であると私も考えます。

その中でも、畦畔に設置された古いコンクリートブロックの除去が機械作業の妨げになっているという声を農家の方から聞いております。耕作地の一体化を進めるためにも畦畔ブロックの除去に対する補助制度など、新たな支援策を検討していただきたいと思います。現場に寄り添った施策の展開を強く要望いたします。

次に、担い手育成についてお尋ねいたします。

先ほどの御答弁の中で、子供たちに興味を持ってもらえる機会を考えると方向性が示されました。町内の農家と連携した体験活動、または総合学習の中での農業学習などが考えられますが、具体的にどのような形での実施を考えられているのかお聞かせください。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） 町長の答弁にもありましてとおり、将来を担う子供たちに農業に興味を持っていただくことは、最新の農業技術を実際に見て体験することが大切であると考えております。

関係者の方々に御協力をいただき、ドローンによる肥料や農薬の散布の見学や、子供たちを自動操舵のトラクターなどに乗せていただくなど、子供たちや親子を対象にした体験型のイベントの開催を検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ありがとうございます。

後継者育成の成果が出るのはまだまだ先ではありますが、まずは地元から地道な働きかけをしていくべきと考えます。今回建設部ということでしたが、ぜひ教育委員会と連携し、キャリア教育の一環としても農業を扱っていただきたく思います。

(4)、最後に学校給食に関して質問をいたします。

神戸町の給食は、他市町からの先生方が来られては、非常においしいと好評だと聞いております。先ほど献立の工夫なども努力をされているとのことですが、今後、仮に現行の予算内で質の維持が困難となった場合には、町としてどのように対応されるかをお尋ねします。

○議長（宮川一美君） 副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） お答えさせていただきます。

先ほど町長のほうから答弁させていただきましたが、今後の賄材料、いわゆる食材価格の見通しは全く不透明な状況でございます。しかしながら、給食の質を確保すること、もう一つが栄養のバランスに配慮すること、この点は非常に重要だと考えております。その点を十分認識した上で、今後の対応については十分検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） ただいま質や栄養についてしっかり考慮していくという御答弁をいただきました。

子供たちには引き続き地元食材を使つてのおいしい給食を食べていただきたいと思っております。今後、もしものときには補正予算を含めた対応も前向きに検討していただきたいと考え

ておりますので、よろしくお願いいたします。

では続きまして、空き家対策に関して何点か再質問と意見を申し上げます。

(1) 空き家の分布から、先ほど中心市街地が特に多いというお話がありました。そのような形で、地域、地域のことを考えて対応が必要と思われました。

前回の空き家実態調査は令和3年と、4年前とのことですが、今後当町での空き家実態調査の実施予定はありますでしょうか。あるいは、既に何らかの形で調査が行われているのであれば、その状況についてお聞かせください。

○議長（宮川一美君） 建設課長 堀 智君。

○建設課長（堀 智君） 空き家の実態調査の予定でございますが、神戸町空家等対策計画に基づき、神戸町では5年に1度実態調査を行っております。次回の空き家の調査は来年、令和8年度実施予定としております。

〔3 番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3 番（宮嶋健太郎君） 先ほど答弁の中で、特定空き家4件、それは指導により対応されたと。そして管理不全空き家は6件あるということをお聞きしました。

空き家の件数や状態、立地などを正確に把握することは、今後の当町の政策形成において不可欠です。空き家は放置されると景観悪化、治安、防災、衛生リスクの温床になります。しかし、どこにどんな空き家がなぜ存在するかは実際に調査しないと分かりません。調査により空き家の所在、所有地、構造、管理状態、利用意向などを把握することで課題を可視化できます。空き家を資源として捉え直し、イノベーションや移住促進、地域拠点整備などに活用するには、実態を押さえることがスタートラインです。住民の方とも協力して来年の実施、よろしくお願いいたします。

次に、空き家セミナー及び相談会について質問します。

開催実績や参加状況はお聞きして、なかなか活況であると分かりました。これまで開催された空き家セミナーの具体的な内容、例えば講師の方がどんな話をされたのか、対象となったテーマは何か、また、空き家相談会ではどのような相談が寄せられているのか、例えば相続問題、リフォーム、売却、貸出しなど主な傾向をお聞かせください。

○議長（宮川一美君） 建設課長 堀 智君。

○建設課長（堀 智君） まず、空き家セミナーの内容でございますが、区長会におきましては、空き家に対する基礎知識や空き家予備軍に対して自治会としての役割と題してセミナーを開催しております。

また、民生児童委員さんにおいては、相続した実家の処分、高齢者における終末期にできる

対策など、個人を対象とした内容でセミナーを開催いたしました。

次に、相談会の内容でございますが、相続した土地や建物を処分したい、家屋内の残存物の処分や解体方法、所有者が認知症になり、法定後見人制度について聞きたいなど幅広い内容となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 詳細ありがとうございます。

内容の充実や参加しやすさの工夫が住民の関心を高める第一歩になると考えます。今後とも内容のブラッシュアップをしつつ、定期的な実施をお願いします。

(2)で、空き家バンクの活用状況、定住促進奨励金制度の中古住宅取得の利用実績についてお教えいただきました。

定住促進奨励金制度では、新築だけでなく、36件、中古住宅取得にも利用されているということで、一定利用されていることが分かりました。

町内の空き家バンクについては、件数や成約状況など一定の成果が見られるかと思いますが、町としてはこの制度をどのように評価されているかお教えください。

○議長（宮川一美君） 建設課長 堀 智君。

○建設課長（堀 智君） 空き家バンクの実績評価でございますが、空き家バンクの利用としての契約件数は3件ではございますが、空き家の利活用として一定の成果があるものと考えております。

今後も空き家バンク制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君。

○3番（宮嶋健太郎君） 前回、空き家実態調査の空き家件数が325件ということに対して、空き家バンクの掲載19件と、そもそも掲載できる状態などもありますから利用が少ないものとは思いますが、その中で現在残っているのが、掲載されているのが4件ということで、それ以外の15件に関してはいろいろな形で成約されていたということですので、一定の成果が出ていると私も考えております。

今後の調査結果を待たないと、どれだけのスピードで空き家が増加しているのかは分かりませんが、人口減少の流れから増加していくことは間違いないと思われます。

ほかの自治体では、空き家バンク制度の利用促進を目的として、移住希望者向けの住まい探しツアーを組み合わせ定住につなげている例もございます。本町でもこうした複合的な支援の必要性や制度の柔軟な運用、あるいはさらなる周知の工夫、検討をお願いいたします。

(3)の空き家のマッチングアプリの利用については、今後の調査・研究課題ということでした。ぜひ様々な手を利用して、少しでも早く選定準備をお願いしたいと思います。

(4)では、住まいのエンディングノートの活用についての前向きな答弁、ありがとうございました。

前述の空き家セミナー等の機会にも周知していただき、地域の民生児童委員や自治会とも連携して、こうしたツールの利用を促していただきたいと思います。

それでは、ここで総括的な意見を申し上げます。

空き家の利活用や未然防止は、人口減少に避けられない社会においては喫緊の課題です。制度や仕組みの整備がもちろん大切ですが、それだけではなかなか動かないのが実情であります。特に地域に住む世代にとっては、近所付き合いの負担や地縁が薄いといった心理的なハードルもあり、空き家を引き継いだり活用したりすることが難しくなっているのではないかと感じています。だからこそ、制度だけでなく、若い人が気軽に地域活動に参加できる雰囲気づくりや、地域に入りやすい仕掛けを行政と地域が一緒になってつくっていく必要があると考えます。

最後に、空き家のポジティブな活用事例を紹介させていただきます。

空き家というとマイナスのイメージが先行しがちですが、使い方次第では地域の資源として大きな価値を持つと私は考えています。実際にお隣の太野町では、若い御夫婦が空き家を自らリノベーションし、ゲストハウスとして活用することで、地域内外の人をつなぐ拠点をつくり上げています。その場所では様々なイベント、ワークショップなども定期的に開催され、地域の新しいコミュニティが生まれています。

この前の神戸山王まつりのときには、関西方面から山王まつりを見学するために何組かの宿泊客が来て、一緒に山王まつりを見学していかれました。このように、空き家は単なる負債ではなく、アイデア次第でまちの魅力を高める財産にもなり得るものです。

以前、私も神戸わかもの会議というイベントを開催し、県内の若者たちと一緒に空き家のリノベーション、利活用について話し合う機会を持ちました。町としても、そうした創造的な空き家活動を後押しするような支援、例えばリノベーション補助や活用アイデアコンテストなどの施策を今後積極的に御検討いただきたいと要望いたします。

空き家は、対策の有無によって負の遺産にも地域を変える原動力にもなり得ます。町の姿勢一つで大きな差が生まれる分野だからこそ、戦略的かつ柔軟な取組を進めていただけるよう、今後に期待を寄せております。

今回は、米価格高騰の今後の農政、空き家対策の2点について質問いたしました。農業は地域の根幹であり、地元の食と暮らしを支える基盤です。農家の声をしっかり受け止め、引き続き地域農業の持続可能性と町民の安心できる暮らしの実現に向けた積極的な施策展開をお願い

申し上げます。

空き家対策に関しては、単なる除却や売却促進だけでなく、空き家を生まない仕組みづくりや、リノベーションや利活用を通して地域活性化のための仕掛けづくりへ発展していただくことを期待して、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 宮嶋健太郎君の質問を終わり、4番 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） 改めまして、おはようございます。

議席番号4番 小川榮一、ただいま議長の許可を得ましたので、通告により一般質問させていただきます。

今回は教育について質問をさせていただきます。

まず1点目、岡田勝彦新教育長への所信をお聞きしたいと思います。

岡田勝彦教育長は、今年4月より神戸町の教育行政のかじを取っていただいております。前任の宇野秀宣教育長は、今年3月の議会で2期6年間の教育行政を振り返って、3つ大事にしていたことがあったと述べられました。

1つは、子供たちが明るく楽しく学校生活を送ることができるよう、先生方も含めて学校現場を全力で支えること、2つ目には、主体的、対話的で深い学びができるよう、思考あるいは批評、あるいはそういう態度を会得できるような教育を目指す、そして3つ目に、町民の皆さんが生涯学習やスポーツを通じて生き生きと充実した毎日を送ることができるような環境を整備することと言われました。

そこでお尋ねします。

岡田教育長としては、神戸町の教育行政を進めていく上で大事にしていたことは何でしょうか。また、多くの教育課題が山積する中で、特に積極的に取り組んでいきたい課題は何でしょうか。

次に2点目、夜間中学についてお尋ねいたします。

夜間中学は、年齢、国籍を問わず義務教育を十分に受けられなかった方が学び直しできる場です。公立であれば授業料は無料で、現在、全国に53校、2,000人以上の方が通っています。

平成28年（2016年）、義務教育機会確保法が成立し、全ての都道府県に夜間中学の設置が義務づけられました。岐阜県においても夜間中学設置に向けて動き始めております。神戸町では夜間中学についてどのように考えてみえるでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） おはようございます。

小川議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず第1項目め、私の所信についての第1点目、教育行政を推進する上で大事にしたいことは何かについてでございますが、私は、昨年度まで神戸町内をはじめ県内の小・中学校に多年努めてまいりました。こうした学校現場の視点と経験を教育長としても生かし、何よりも全ての子供たちが希望を持って学びに向かい、未来を幸せに生きる力を育むことのできる教育を展開してまいりたいと考えております。

そのために町の教育の方針である感動と活力のある教育の具現に徹する教育行政を、次の3つの視点を大切にしていってまいります。

1つ目は、子供たちの健やかな育ちを支える教育の推進です。

教育行政の根幹は、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちが安心して学び、成長できる環境を整えることにあります。そのために、学力の向上はもとより豊かな心や健やかな体を育てる教育も重視し、知・徳・体の調和の取れた生きる力を育む教育を進めてまいります。また、子供たちの心身の安全を学校、家庭、地域が連携して担保し、安心して学校生活を送ることのできる環境を整えます。

2つ目は、ふるさと神戸町の特色ある教育の充実です。

神戸町には歴史や文化、産業など子供たちの学びを深めるための貴重な地域資源が豊かにあふれています。それらを十分に活用し、ふるさと教育の充実を図ってまいります。また、地域の方々との交流や体験活動を通して、子供たちが実感を伴って理解する学びも大切にしていまいります。こうした取組を通して、地域のよさに誇りや愛着を持ち、好きです、ふるさと神戸町と、そんなふうに胸を張って言える子供たちの育成を目指します。

3つ目は、生涯にわたる学びを支える社会教育の充実です。

学校教育と並び、社会教育は町全体の学びの土壌を豊かにするものであり、地域住民の皆様が心豊かに暮らせるまちづくりに資するとともに、子供たちの成長を支える重要な基盤にもなります。生涯を通じて学び続けることができる場や機会の整備、文化芸術やスポーツに親しむ環境づくりを通して、誰もが生きがいを持ち、楽しく充実した生活を送ることのできる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、御質問の第2点目、積極的に取り組みたい課題についてでございますが、私が積極的に取り組みたい課題の一つは、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の整備でございます。

いじめや不登校、発達障害の特性など、子供たちを取り巻く課題が多様化する中、全ての子供が安心して学べる環境の整備と教育的支援の仕組みづくりが不可欠です。学校や関係機関と連携をし、切れ目のない支援体制づくりに努めてまいります。

また、子供たちにとって質の高い教育を実現するために、教職員の働き方改革と働きがいの

向上の一体的な推進にも取り組んでまいりたいと考えております。教職員が心身ともに健やかにやりがいを持って子供たちと向き合えるよう、業務の見直しや負担軽減に取り組むとともに、学校内外で教職員同士が学び合える環境や感動を共有できる機会づくりを進めてまいります。

さらには、社会教育においては、コロナ禍で影響を受けた社会教育活動の再開と充実、そして個別多様化への対応を課題と捉え、生涯学習講座の充実や地区公民館活動の支援、文化及びスポーツ団体との連携などを通じて、あらゆる世代が主体的に学び合い、つながりを深めることのできる地域づくりに取り組んでまいります。

冒頭で申し述べましたとおり、私は長年教育に携わってまいりましたが、一方で、その経験則にのみとられることなく、教育行政の先進的な取組やノウハウ、また専門的な知識等を学びながら、これらの課題に真摯に向き合ってまいります。そして、子供たちが未来に希望を持って歩めるよう、感動と活力のある教育の実現に力を尽くしてまいり所存でございます。

以上、私の教育に対する思いを述べさせていただき、御質問の第1項目めに対する答弁いたします。

続いて、御質問の第2項目め、夜間中学についてでございますが、夜間中学とは、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、中学校に付設された中学校夜間学級であります。

平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務づけられました。

令和7年4月現在、41都道府県に62校が設置をされておりますが、岐阜県内にはまだ設置はございません。そこで岐阜県においても、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方など様々な背景を持つ方々の多様な学びを保障するため、夜間中学の設置について検討がなされているところでございます。

町教育委員会といたしましては、県下で今月行われます夜間中学に関する連絡協議会や、7月に西濃地区で開催をされます夜間中学体験会などに参加をし、今後の県内の動向を注視しつつ、文部科学省の取組や他の都道府県の設置状況等、調査・研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、小川議員の御質問に対する答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） どうもありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

山積する教育課題いろいろございまして、今非常に積極的に岡田教育長、今までの現場の知識とか経験を生かしながら、さらには新しい教育行政を学びながらというすごい積極的な御発言で非常に大変いいなと思っておりますが、私自身も若い頃に教職で公立学校に勤めていましたが、そのときの一番の願いは、子供の数が多過ぎて、何とか少なくなりたいだろうかと、30人学級にならないだろうかとというそういう思いでやっておりましたが、今では子供の数がどんどん減って行って20人を切る、そういう学級も増えてきました。

こういう少子化の流れが今続いておりますけれども、岡田教育長としては、この少子化の対策といいますか、考えというか、どのように思っていますか。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員お説のとおり、今少子化は全国的にも大きな課題となっております。神戸町におきましては、今の小学校4校につきましては、6年後までは複式学級にはならないという、今の人数でいうと見込みでございます。また、人数が減ってくる中での教育のよさ、きめ細かに子供たちを見守ることができる等々もありますので、もし人数が少なくなっていくときに、そうしたよさを生かしながら教育を継続してまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○4番（小川榮一君） ありがとうございます。

人数が少ないということは、教師の目がよく届いて質の高い教育ができることだという、ある意味では非常にいいことだと思うんですけれども、あまりにも少ない場合にはまた考えていく必要があるということは思います。ほかの自治体で統廃合とかいろんな動きがありますが、それらも参考にしつつ、また神戸町としてのそういう少子化のことも考えていただきたいと思いますと思っております。

それともう一つ教育行政で、以前とは考えられないことが出てきたなと思うんですけれども、それは、現場の教育をやっていると、学校というのはほとんど子供ですので、毎日いろんな問題が出ます。発達盛りの子供ですので、子供同士のトラブルやいろいろとありました。それに先生方が一生懸命に対応されて、本当に大きな問題が出ないというのが先生方のお力だと思いますけれども、ただ、今SNSの時代になりまして、以前でしたら学校と家庭で問題が自己完結で終わっていたことが、知らないところで非常に盛り上がることもあるかなと思います。

そのSNS時代におきまして、いろんな考え、対応が必要かなと思いますけど、例えばスク

ールロイヤーというようなそういう制度がありますけれども、弁護士先生、特に教育専門の弁護士先生を設置して、そのアドバイスを受けるとか、そういうような考えはいかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 教育長 岡田勝彦君。

○教育長（岡田勝彦君） 質問にお答えさせていただきます。

今現状におきましては、そうした専門的な知見等が必要な場合におきましては、関係機関等と連携をして専門家の招聘をしながら、教職員にとって過度な負担にならないように、また適切で冷静な対応ができるように努めているところでございます。

今、議員お説のスクールロイヤーにつきましては、県内で既に設置している市町もございしますので、今後そうした事例等も調査・研究を進めてまいりたいと思います。

〔４番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） よろしく願いいたします。

時代がいろいろと変わってくる関係で、教育行政も大変だと思いますが、そういう専門の知見を生かしたアドバイスも必要かなと思っておりますので、その辺りの研究もよろしくお願いします。

最後に、夜間中学ですけれども、今御答弁ありましたように７月には西濃で体験会があるということですが、やはり見通しとしては、西濃地方で最低１校は夜間中学ができるというような見通しを持たれているのでしょうか。

○議長（宮川一美君） 教育課長 野下あゆみ君。

○教育課長（野下あゆみ君） 御質問ありがとうございます。

岐阜県では、県立高校の空き教室等を利用して、県内に５校の夜間中学を検討しておるところです。

各地区というところからしますと、西濃地区にも１校はつくられるという予定と聞いておりますが、今後の県内の動向を注視しつつ、本町でも調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〔４番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 小川榮一君。

○４番（小川榮一君） ありがとうございます。

先日、可児市で夜間中学校の講演会がありまして、それに出席させていただきました。そこで講師の先生、名古屋で夜間中学をやっている方なんですけど、いろんなアドバイスをいただいたんですけど、その中でこれは大事だなと思ったんですけども、夜間中学をやる前に行政がニーズがあるかどうか調べるそうです。そのときというのはニーズが出てこないということ

です。なぜかという、やはり義務教育を受けられなかった、あるいは不登校やひきこもりでずっと家に籠もっていて、ほとんど学力がない方は恥ずかしくて言えないそうなんです。ところが夜間中学ができると、そこで人がわっと集まるそうなんです。

ですから、事前のそういうニーズ調査というのはあまり当てにはならないけれども、つくと不登校の人とかひきこもりの人、それから高齢者で貧困のために教育を受けられなかった方、あるいは外国の方が集まってくるそうなので、やはりまずつくることからと思いますので、ぜひともまず西濃1つつくっていただいて、そのニーズに応じて、また神戸町のほうで必要ならば検討していただきたいなと思っております。

以上で、小川榮一の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 小川榮一君の質問を終わり、ここで10時50分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（宮川一美君） 休憩を終わり、会議を続けます。

2番 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） おはようございます。

議席番号2番 大場光晴、ただいまより議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

今回の質問は3点についてお伺いします。

1点目は各地区の道路や水路の整備について、2点目は農地整備と農業者の支援について、3点目は児童館の運用についてでございます。

それでは早速ですが、1点目の各地区の道路や水路の整備について質問いたします。

町内の各地域において、現在道路の路肩やのり面が未舗装となっており、雑草が生い茂っている場所もあります。そのため、特に高齢者や児童の通行において支障を来している場所もあります。

現在は農業者や農地の地権者に依頼して対応してもらっていますが、農業者は高齢化しており、人数も年々減ってきています。また、道路ののり面の土砂が雨天時等に水路に流れ込み、側溝清掃において水路の土砂上げに毎回苦勞をしております。まして水害は岐阜県に多く、のり面から流れ落ちる土砂による通水機能の低下にもつながっています。町内の住民や農家の方々からも舗装してほしい、草等を刈ってほしいなどの声が寄せられておりますが、地域の課題として長年放置されています。また、のり面まで高低差が高かったり、水路の幅が広がったりした場合の対応は困難になってきています。

このような状況を踏まえ、以下の点について町の見解をお伺いします。

神戸町が管理している道路の路肩やのり面の対策について、今後維持管理も考えると、舗装の修復等の際に同時に施工すれば安価で効率がよいと考えますが、どのように対応していくつもりでしょうか。

2 番目、水路の土砂撤去について、のり面が高かったり、水路の幅が広がったりした場合、現在はどのような対策をして、今後はどのような対応をする予定か。

次、2 点目、農地整備と農業者の支援について質問いたします。

現在令和の米騒動と話題になっていますが、神戸町の水田は、見た目は平らに見えても高低差もあり、大規模化にするには限界があります。2018年、国の減反政策は一応終了ということになっておりますが、各地域において自主的な作付制限が1年前に計画されており、種や苗が簡単に増やせないことにより、今年の作付もそんなに増やせません。そのため、令和7年度の米の値段を心配しております。

そんな中、柵板で造られている水路に面した水田において、水を張っても30分から1時間ぐらいで水が抜けてしまう、柵板の近くに重機が寄りつけないなど、そういう水田もあります。

1 番、柵板でできた水路に隣接した水田は、水路の改修をすることは考えられていますか。

2 番目として、農業経営は大変なので、農業者の負担軽減のための施策はほかに何か考えられていますか。

大きい3 番目、児童館の運用内容について質問いたします。

7 月19日にオープンとなる神戸児童館について、18歳以下の児童・生徒やその家族や関係者に開放されることとなりましたが、現在、小学生の低学年、3年生までは通っている校区外には個人で移動してはいけないというルールがあります。図書館やその他の公共施設においても同様に、小学生低学年は簡単に利用ができなくなっています。また、現在まで地域のふわふわさんが毎月旧ふれあいセンターの1階を時間指定で利用されていました。

親が共に働いている家庭においては、利用ができない、送っていただけならよいがお迎えまで考えたら難しいなどの声も聞かれます。南平野小学校地区には地区公民館もなく、今後はどの施設を利用したらよいか困っておられます。

質問の1 番、児童・生徒の利用者数はどの程度と考えられていますか。

2 番、低学年の利用に関して送り迎えや付添いなどはどのように考えて、運用するスタッフ、いわゆる子供たちを見ているスタッフは配置されるのか。

3 番目、子育て支援団体が以前、1階の旧ふれあいセンターを時間指定で利用されていました。現在、中央公民館で使用しているような貸切りの日や部屋を設けることは考えていますか。

4 番目、利用者の実績に応じて、今後運用変更の可能性はありますか。

以上、御答弁よろしくお願いします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 大場議員の御質問の第1項目め、道路や水路の路肩整備についての第1点目、町が管理する道路や水路の路肩やのり面对策についてでございますが、神戸町では道水路の改良工事を行う際に、雑草等が一般交通の支障になると判断した場合、アスファルト舗装や張りコンクリート、防草シートにてのり面保護を含んだ路肩整備を行っております。また、住民や自治会から御要望があった場合には、現地を確認し、対応が必要と判断した場合には、その都度速やかに修繕にて対応しております。

今後の対応につきましては、議員お説のとおり、道路の舗装復旧工事の際に路肩塗装を同時に施工することにより、安価に施工が可能となります。しかしながら、町内全ての道路について同様の対応をすることは予算の面からも困難であるため、現地を確認してそれぞれの状況に踏まえた適切な対応を検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、御質問の第2点目、水路の土砂撤去についてでございます。

現状の対応といたしましては、旧都市下水道、幹線排水路及び暗渠水路など土砂の撤去が困難な場所については、定期的に土砂の撤去を行っております。また、その他の水路についても、水路が高く、地域の方々では土砂を上げることができない高さなど、自治会からの御要望をいただいた際には町で土砂撤去を行うなど対応をしてきております。

議員お説のとおり、このところ高齢化により水路清掃ができないという御相談をいただき、同様の案件は増えてくるものと思われまします。町といたしましては、引き続き住民の方々の御協力を仰ぎながら、適時に対応していきたいと考えております。

続きまして御質問の第2項目め、農地整備と農業者支援についての第1点目、水田に隣接した柵板水路の改修についてでございます。

議員お説のいわゆる柵板水路、正しくは組立て式柵渠水路については、神戸町ではおおむね昭和30年代後半から昭和60年代の土地改良事業で施工された多くの農業用排水路に用いられております。また、現在も県内の農業用排水路施工の際にこの組立て式柵渠水路が広く用いられております。

しかしながら、この組立て式柵渠水路も経年劣化による柵板等の破損等から地盤に緩みが生じ、水が抜けやすい状態になる場合があります。このような水路につきましては、各区からの要望等を基に、県の補助事業を活用し、優先度の高い水路から順次改修工事を進めておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、御質問の第2点目、農業者の負担軽減の施策についてでございます。

先ほどの宮嶋健太郎議員への答弁と重複いたしますが、昨年度から農業経営者に対し、元気な園芸農業サポート補助事業を町単独事業として実施しております。また、新たな農業機器や

機械等の購入、ＩＣＴ技術を導入される際には国や県の補助制度がございます。

さらには、新たに経営を開始する方に対しては、３年間にわたる新規就農者育成総合対策事業補助金をはじめ、経営開始より５年目から１０年目までの就農者には経営安定支援事業補助金など、経営に関し必要となる施策を必要となる施設の修繕経費等の一部を支援する制度もございます。

いずれにいたしましても、農業経営者への負担軽減の施策については、引き続きあらゆる機会を通じて漏れのないよう注視してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第３項目め、神戸児童館の運用内容についての第１点目、児童・生徒の利用者数はどの程度と考えているかについてでございますが、神戸児童館は子供たちに遊びや学びの場を提供し、子育て家庭を支援することなどを目的として開館いたします。

利用対象は、１８歳未満の児童及びその保護者並びに児童館の活動に関わる子育て支援団体等としており、具体的な利用者数といたしましては、土・日、祝祭日を含めた１日当たり、おおむね１００人程度を想定しております。

次に、御質問の第２点目、低学年の利用に関してはどのように考えているかでございますが、児童館は１８歳未満の児童が誰でも自由に利用できる施設として、安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

一方、議員お説のとおり、小学校低学年の児童につきましては、小学校区外に１人で出かけるよう注意喚起していることは承知しております。こうした児童については、児童館に限らず、町立図書館や中央スポーツ公園など、ほかの公共施設でも同様でありますので、保護者による送迎や親子での御利用をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、御質問の第３点目、子育て支援団体が中央公民館等で使用しているような貸切りの日や部屋を設けることは考えているかでございますが、現在、子育て支援団体の皆様が地区の自治会、公民館等を時間指定で御利用されている状況については承知しております。しかしながら児童館は、児童の自由な活動と交流を主な目的とする施設であるため、原則として特定の団体による貸切りの利用や専用の部屋を設けることは現時点では考えておりません。

次に、御質問の第４点目、利用者実績に応じて今後運用を変更する可能性はあるかでございますが、当然のことではあります。開館後も利用実績や利用者からの御意見を十分踏まえ、必要に応じて運用方法について検討や見直しをすることで、よりよい運営につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、全ての児童が安心して過ごしやすい施設になるとともに、子育て支援団体等にとっても活動しやすい施設となるよう、適切な管理運営を進めてまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、大場議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） それでは再質問等行いたいと思います。

1点目の各地区の道路や水路の整備についてですが、道路の路肩やのり面について、全ての道路について安全、生活環境の向上のためにも現地を確認して段階的な舗装整備の実施を御検討いただけるということで、よろしくお願いします。

2点目の水路の土砂撤去についてですが、区からの要望箇所については、住民の協力を仰ぎながら対応していただけるということですので、ぜひよろしくお願いします。身近な生活道路や水路については、なるべく予算を確保して対応をよろしくお願いいたします。

2点目、農業整備と農業者の支援についてですが、柵板でできた水路の改修については区長さん等の要望とともに県の補助事業を活用して優先度の高い水路から今後も継続していただけるということですので、これもよろしくお願いします。

また、世間では農家に対する補助が大変多く、なぜ農家ばかりというような声をよく聞きますが、それでも農業者は大変厳しく、後継者になろうという人もなかなか出てきません。広大な土地を持つ海外と対等に戦うには日本の国土は厳しく、補助等がなければ続けることはできません。まして、主食であるお米の価格を安定的に抑え、食料自給力を確保するために今以上の補助が必要なのも現状としては仕方のないことと思われれます。

ちなみにアメリカは日本の約2倍、ヨーロッパにおいては約4倍を補助していると言われております。答弁していただいたように、現在でも多くの補助事業がありますが、農業者に積極的に周知徹底をしていただけますようお願いいたします。

次、3点目の児童館の運用内容ですが、児童館については9時半から5時や5時半という開館時間では、以前のふれあいセンターより閉館時間が早くなる、また児童館を利用する人以外は入館ができないようなことをお聞きしました。

ゲートボール場やグラウンド利用者が自由に児童館に入れないとなると、北東の古い仮設トイレを利用しなくてはならないため、女性の方は特に困ってしまいます。そのため、新しく屋外トイレを造っていただくか、児童館のトイレの利用方法を考えていただけますでしょうか。

○議長（宮川一美君） 子ども家庭課長 名和功二君。

○子ども家庭課長（名和功二君） 屋外の北側に設置されておりますトイレにつきましては、屋根つきゲートボール場の利用者、また多目的グラウンドの利用者につきましては屋外トイレを使っていただきます。また、児童館本館のトイレにも使用していただきます。

また、なお、夜間に施設を利用される際には、児童館本館の事務室にシルバー人材による夜

間管理人を配置する予定ですので、必要に応じて館内のトイレも御利用いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） 今の内容ですと、新しい児童館のトイレの運用をちょっと広げるという
ような形で、北東の仮設トイレに関しては特に現在のままということでもよろしいのでしょうか。

○議長（宮川一美君） 子ども家庭課長 名和功二君。

○子ども家庭課長（名和功二君） 現在の北側に設置されておりますトイレにつきましては、利用状況を見ながら今後改修等も検討してまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 大場光晴君。

○2番（大場光晴君） ありがとうございます。

町長の政策の1番にある「住み続けたいまち ごうど」をつくるを達成するためにも、ぜひ10年先以降も住み続けたいまちを目指して御対応をお願いします。

以上、道路や水路の路肩、のり面の整備と農地整備と農業者の支援及び児童館の運用内容について3点質問させていただきました。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） 大場光晴君の質問を終わり、10番 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 10番 鈴木愛子でございます。

最後の質問者です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので始めたいと思います。

マイナ保険証についてです、まず1点目は。

マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書の全員発行を。

政府は昨年12月、国民の不安や懸念を無視して健康保険証の新規発行の停止を強行いたしました。しかし、マイナ保険証の利用率は今なお27.26%にとどまっており、国民がいかにこのマイナ保険証の利用に深い疑念を持っていることが表れているのではないのでしょうか。さらに、マイナンバーカード電子証明書の5年間の有効期限が切れることによるトラブルも全国で急増しており、一層の不安が広がっているのが現状です。

こうした中、厚生労働省は国民の声に押されて、マイナ保険証の有無に関わらず75歳以上の後期高齢者には全員に従来の保険証に代わる資格確認書の発行を決定いたしました。さらに通達では、福祉施設の利用者や在宅の要介護者など要配慮者、いわゆる配慮が必要な方々という意味です、と位置づけて、自治体の判断で資格確認書の発行を促しています。これは当然の配

慮だと思います。

そこで質問ですが、こうした状況を総合的に判断すると、何よりも従来の保険証を残してほしいという国民の願いに応えるためにも、また自治体の事務の煩雑さなどを考えても、他の自治体でも実施している国民健康保険加入者全員に資格確認書を発行すべきと考えますが、どうでしょうか。

2つ目に移ります。

2つ目はクーリングシェルターについてです。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定について。

地球温暖化の影響により年々気温が上昇し、熱中症のリスクが増大しています。このような中、令和6年4月に熱中症対策を強化するために改正気候変動適応法が施行され、熱中症特別警戒アラートを創設いたしました。この警戒アラートが発表された場合、クーリングシェルターが必要と考えます。当町としても各界との協力を求め、熱中症対策のまちづくりを進めると考えます。

昨年から行われております、何か所かございますが、これをさらに広めていくための質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 鈴木議員の御質問の第1項目め、マイナ保険証の有無に関わらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行をについてでございますが、資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない方に申請によらず送付させていただくものでございますが、5月30日付の厚生労働省の通知によりますと、国民健康保険の被保険者には様々な年代、属性の方が含まれており、後期高齢者のように新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由でマイナ保険証への発行に一定の期間を要する蓋然性が一般的に高いといえる状況ではなく、資格確認書を被保険者全員に交付するコスト等を考慮すると、全員一律に資格確認書を交付する状況ではないと改めてこのように通知が発信されたところでございます。

また、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れによりマイナ保険証が使用できないといった混乱を回避するため、有効期限が切れた後も3か月は引き続きマイナ保険証として御利用が可能となっております。この期間内にマイナンバーカードの更新をされなかった方については、申請によらず資格確認書を送付させていただきます。

いずれにいたしましても、町といたしましては混乱を来すことのないよう、引き続き分かりやすい周知に努め、被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、御質問の第2項目め、クーリングシェルターの指定についてでございます。

神戸町では、改正気候変動適応法の施行に伴い、暑さ指数が35以上になると予想される場合に発令される熱中症特別警戒アラートに備え、町内の6つの公共施設をクーリングシェルターとして指定いたしました。さらに、このほど民間の事業者である神戸郵便局、下宮郵便局の2つを加え、現在合計8か所をクーリングシェルターとして指定しております。

御質問の各界に協力を求め、熱中症対策のまちづくりを進めるべきについてでございますが、町内の民間事業者や店舗等に対しては、クーリングシェルターの必要性や重要性を広報、ホームページ等で広くPRし、引き続き指定の協力をお願いするとともに、熱中症対策についてさらなる普及啓発に努めてまいります。

以上、鈴木議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 第1点目について質問をします。

大変ややこしいですね。行政としては、きちんと町民が困惑しないようにやっていただけるという内容なんです。まず後期高齢者は資格確認書が行きます。これははがき大の大きさということなんです。これ国保の方とまた違うんですね。御年配向きということで大きくしたんだと思うんですけど、まず1つは、これは1年なのか5年なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川一美君） 住民保険課長 末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君） 資格確認書の有効期限につきましては、年度途中で負担割合が変わられる方ですとか年齢到達で後期高齢者になられる方を除きまして1年間、来年の令和8年7月31日までとなっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 引き続き出していくんですか。1回限りじゃないんですか。

○議長（宮川一美君） 末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君） 有効期限が切れましたら、申請によらずこちらから送付をさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） それから、まずマイナ保険証を持っていらっしゃる方なんです。電子証明がついているがために5年で切れます。ちょうど今回の制度改正にマッチする人が、何と5年で切れる人が全国で2,780万枚あるそうです。これはトラブルの本当にもとだと思っ

ですけれど、お聞きしましたところ、お持ちのある方、マイナ保険証を持っている方で資格情報お知らせを出すんですよね。資格情報お知らせの中に、この片隅にお知らせ内容と、それからマイナ保険証を一緒に同時に出して医療機関に出すという、そのようなことをお聞きしましたが、そうでしょうか。

○議長（宮川一美君） 末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君） 資格情報のお知らせの右下に資格情報の内容が確認できる部分がございます、それはどんなときに御利用していただくかと申し上げますと、医療機関においてマイナンバーカードの読み取りが機器の不具合なのでスムーズにできなかったときに、そちらの資格情報のお知らせをマイナンバーカードと一緒に御提示いただくことで円滑に受診が可能となるというものでございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） 大変小さいです。これ本当に落としてしまいそうな小さいものなんです、この大きさなんでしょうか。

○議長（宮川一美君） 住民保険課長 末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君） その大きさでございますが、マイナンバーカードと同じサイズになっておりまして、保管しやすいように同じサイズになっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） これ印刷物ですよ。ちょっと小さく見えますけど、マイナンバーカードと同じサイズですね。

こういったものが保険証をお持ちの方に全て行くわけですね、そのように取っていいんでしょうか。

○議長（宮川一美君） 末村春美君。

○住民保険課長（末村春美君） マイナ保険証をお持ちの方全員に送付させていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） そうしたら、もう一つ違う点で、マイナ保険証をお持ちでない方が資格確認書、今までの保険証と同じサイズのものが行きますね、これですね。1年に1回の更新の保険証なんですけど、この保険証を全ての人に送れば簡単なことじゃないかなと思うんですが、そのような考えは持っていないんですか。

○議長（宮川一美君） 町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） 先ほど私の答弁で申し上げましたとおり、75歳以上の方については、後期高齢者の方全員に送るわけでございます。

いわゆるこのマイナ保険証、それからその前のマイナンバーカードでございますが、これは政府によってこれから、例えばこの保険証とか、それから今進められております運転免許証のとか、それからいろんなサービスを、国、自治体においてこのカードを利用して施策を進めているところでございます。

ここは交付の方もこれからどんどん若くといえますか、なってきますので、こういった状況を鑑みまして、この国の考え方に私は賛同して、これからこのように進めたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） もちろん町長も御存じです。全国では発行をするという自治体もありますので、その地名までは言いませんけれど、やはり町民のためを思ったら本当にトラブルが多いと思うんです。高齢者は75歳ですけど、65歳から20年間の人もやはりちょっと認知に入ってきてらっしゃる人もいますので、本当はあまり難しくないようにしていく、誰が見ても、あ、これ保険証だよと教えてくれるようになればいいんだけど、小さいカードを渡されたり、これは私もらっているよと、本当にほかの人に尋ねても分からない。自分の立場だったら自分はこういうものをもらったと分かりますけど、全ての人にそういうものが行くわけではないので、やっぱり一体化というか一本化というか、町民に分かりやすい方法でやるべきではないかなというふうに常日頃思っています。

町長がそういう方針ですので、ここでとやかく言っても何ともなりません、今回このような形で少しは前進している、やはりトラブルが全国で起こっているということで、こういったものを発行するということは非常に喜ばしいことですが、それをもっといいものにしていくのが町民のためかなと私は思っています。

それではすみません。町長の回答を得ましたので、2点目に移ります。

クーリングシェルの問題です。クーリングシェル、神戸町の玄関先にポスター大のパネルが貼ってあります。クーリングシェルとしてお使いくださいと、暑いところはここで涼んでくださいと。クーリングシェル、イコール、クールスポットというものなんですが、涼みどころという意味でね。そのパネルにはお水を持参くださいというふうに書かれてございますけど、突然入ってきた場合に、なかなか水分を持っていなかったりということがありますので、そういう意味では、神戸町で防災備蓄倉庫にいっぱいお水があると思いますけれど、期限が切れたものではなくて、期限がちょっと切れる前のもの、半年ぐらい、5年間もちます

のでね、お水は。そういうものを少し確保しておいていただくといい。それが見えるところには置いてなくてもいいですよ。ちょっと横に置いておいて、皆さんに、持っていらっしゃらなかったらどうぞということで声をかけていただければと思います。

それからもう一つ思いますのは、椅子が足りません。あその椅子はソファになっておりまして5脚ほどありますけれど、簡易的な椅子を5つぐらい置いておくということも、これ親切だと思います。それがまず2つ目。

それから先ほどもおっしゃっていただきました6か所、庁舎をはじめ保健センター、中央公民館、図書館、ひよしの里、社協だそうです。新たに下宮と神戸の郵便局が増えるということになったわけですが、できれば商工会を通じて商店をはじめドラッグストアや、それから調剤薬局、ここら辺りなんかは非常にやっぱりそういう面ではしっかり受け止めてくださるところだと思いますので、またコンビニエンスストアと事業所、個人事業所などをお願いを、ぜひ商工会を通じてやるということをしていただきたい。

行政としてもお願い、広報とかホームページに載せていただくようなふうなことはおっしゃったので、そういう意味では、本当に10軒行ったらもうそういうところがある、10軒歩いたらそういうところがあるというふうにぜひ進めていただきたい。町を挙げてのまちづくりということをお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川一美君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） 鈴木議員の御質問、3点がありましたが、まず1つずつお答えをさせていただきます。

まず1つ目の水に関してでございますが、熱中症特別警戒アラートというのは、前日の10時に次の日の状況を確認して2時に発令をいたします。そのため、個々の状況において個人でお水等については持ってきてくださいというふうに書いてありますが、その人の状況によって必要になった場合には、先ほど言われました防災備蓄の水がありますので、そちらのほうの対応も考えていきたいというふうに思っております。

また、椅子につきましても、もちろん次の日の状況を前日の2時に発令しますので、対応については考えていきたいと思っております。

最後に、商工会を通じて広報をしてはどうかという御質問でございましたが、もちろん地域の実情については、商店とか商工会の方が一番御存じかと思っておりますので、町といたしましてもそういう関係団体、関係機関に働きかけをしていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） クールシェルター、警戒アラートが発令されたらというような、今回

答いただきましたが、町の玄関にはクールシェルターと書いてあって、涼みどころという意味も書いてありますので、温度が35度にならなくても、30度で入ってみえる方がいらっしゃるはずですので、その辺は常時置いておいていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（宮川一美君） 民生部長 石原宏一君。

○民生部長兼健康福祉課長（石原宏一君） クールスポットとしては、入ってきていただける方も見えます。ただ、熱中症特別警戒アラートというのは、去年も発令されておりませんが、状況を確認したら考えていきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（宮川一美君） 鈴木愛子君。

○10番（鈴木愛子君） ありがとうございました。

ぜひ皆さんが使いやすい、ここは涼しくて。

こういう意見もあります。高齢者の人でも1人うちにいてクーラーをつけていると、みんながそれぞれクーラーをつけているとやっぱり温暖化になってしまいますので、こういう施設に行けば一時的に涼しいところにいられるという、そういう施設にして使ってもらってもいいですよというような、そういうお題目も掲げてありますので、そういう意味では、町民が気軽に入りやすい施設をどんどんつくっていただきたいと思います。

以上、大きく2点ですが、ありがとうございました。

○議長（宮川一美君） これをもって一般質問を終わります。

○議長（宮川一美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

午前11時31分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月11日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 飯 沼 満

令和 7 年 第 4 回 神 戸 町 議 会 定 例 会

(第 3 号)

令和 7 年 6 月 12 日 (木 曜 日)

議 事 日 程（第3号）

令和7年6月12日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第1 議 第33号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第2 議 第34号 神戸町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議 第35号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議 第36号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議 第37号 神戸町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議 第38号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議 第39号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 報 第4号 令和6年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書について
- 日程第9 報 第5号 令和6年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第10 報 第6号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況について
- 日程第11 報 第7号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第12 議 第40号 （仮称）ごうど児童館改修工事の請負変更契約について
- 日程第13 議 第41号 エコプラザごうど建設工事の請負契約について
- 日程第14 議 第42号 下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について
- 日程第15 議 第43号 下水管布設（R7補・面整備）第1工区工事の請負契約について
- 日程第16 議 第44号 下水管布設（R7補・面整備）第2工区工事の請負契約について
- 日程第17 議 第45号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負契約について
- 日程第18 議 第46号 農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 町議第6号 再審法改正を求める意見書について

出席議員（10名）

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健太郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君

8 番 飯 沼 満 君

10 番 鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 総務機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調 整 監 兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹 下 政 文	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

私ごとで大変申し訳ないですが、1週間前から風邪を引いて、鼻水、そういうものは治りましたが、せきがとんと治らず、今日は当初から副議長に議事をお願いしたいと思います。

私は議決へは関係なく、自席で待機をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、大場副議長、よろしくお願いいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（大場光晴君） それでは、宮川議長が体調不良ということで、代わって議事を進行させていただきます。

これより本日の会議を開きます。

議第33号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第1、議第33号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第33号 ごうど児童館の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議第34号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第2、議第34号 神戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第34号 神戸町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第35号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第3、議第35号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第35号 神戸町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第36号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第4、議第36号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第36号 神戸町生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第37号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第5、議第37号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第37号 神戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第38号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第6、議第38号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第38号 神戸町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議第39号について（質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第7、議第39号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第39号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

報第4号について（質疑）

○副議長（大場光晴君） 日程第8、報第4号 令和6年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第4号 令和6年度神戸町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書については報告済みといたします。

報第5号について（質疑）

○副議長（大場光晴君） 日程第9、報第5号 令和6年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第5号 令和6年度神戸町下水道事業会計予算繰越計算書については報告済みといたします。

報第6号について（質疑）

○副議長（大場光晴君） 日程第10、報第6号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第6号 令和6年度神戸町土地開発公社事業経営状況については報告済みといたします。

報第7号から議第45号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第11、報第7号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書について、日程第12、議第40号（仮称）ごうど児童館改修工事の請負変更契約について、日程第13、議第41号 エコプラザごうど建設工事の請負契約について、日程第14、議第42号 下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約について、日程第15、議第43号 下水管布設（R7補・面整備）第1工区工事の請負契約について、日程第16、議第44号 下水管布設（R7補・面整備）第2工区工事の請負契約について、日程第17、議第45号 下水管布設（R7補・面整備）第3工区工事の請負契約について、以上7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、本日採決を賜ります報告事項と工事の請負変更契約及び請負契約の合わせまして7議案につきまして御説明を申し上げます。

初めに、日程第11、報第7号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書についてです。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算

書について、通次繰越しを行ったので、次のように報告する。

以下、御覧の表のように、令和6年度の一般会計の当初予算において継続費を設定いたしました。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、（仮称）ごうど児童館改修事業、継続費の総額2億7,000万円については、令和6年度分の予算計上額として1億7,630万円に対し、その支出額は1億7,064万3,000円となり、残額は565万7,000円となりました。その残額について、翌年度通次繰越額として令和7年度に繰り越すものであります。

続きまして、日程第12、議第40号（仮称）ごうど児童館改修工事の請負変更契約についてです。

次のとおり、請負変更契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、3. 契約の金額、変更前2億5,960万円、変更後2億6,777万6,300円、これは昨年9月定例会で御議決をいただきました工事請負契約の契約金額の変更で、差引き817万6,300円の増額であります。

増額の理由は、館内の防火・防災対策を強化するため、間仕切り壁について耐火間仕切り壁への仕様を変更したことをはじめ、電気・機械設備等の壁貫通部分の仕様変更に伴う増額分、さらには昇降機の遮炎対策として、防火シャッターの新設等によるものであります。

次に、日程第13、議第41号 エコプラザごうど建設工事の請負契約についてです。

次のとおり、請負契約を締結するため、神戸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記として、1. 契約の目的、エコプラザごうど建設工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、3億1,240万円、落札率は99.8%です。

4. 契約の相手方、大垣市西崎町2丁目46番地、岐建株式会社、代表取締役社長 木村志朗でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料でございます。

工事の場所、神戸町大字下宮地内。

工期は、議決の日から令和8年2月13日まででございます。

工事の概要につきましては、御覧のとおりとなっております。

続いて、日程第14、議第42号 下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約についてであります。

提案文は前議案と同様でございます。省略させていただきます。

記として、１．契約の目的、下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、4,730万円、落札率は79.1%です。

４．契約の相手方、大垣市島町146番地３、長良電業株式会社、代表取締役 小林知成でございます。

１枚起こしていただきまして、参考資料として、工事の場所は神戸町大字瀬古地内（下宮小学校）であります。

工期は議会議決の日から令和７年９月30日まで、室外機が２台、室内機８台の空調機器の設置工事であります。

次に、日程第15、議第43号 下水管布設（Ｒ７補・面整備）第１工区工事の請負契約についてであります。

提案文は省略させていただきます。

記として、１．契約の目的、下水管布設（Ｒ７補・面整備）第１工区工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、6,996万円、落札率は99.6%です。

４．契約の相手方、安八郡神戸町大字丈六道20番地の２、株式会社相岡組、代表取締役 相岡典昭でございます。

１枚起こしていただきまして、参考資料、工事の場所は、神戸町大字瀬古地内。

工期は、議会議決の日から令和７年11月28日。

工事の概要は、施工延長が73.20メートル、瀬古地内の面整備工事として推進工法で整備するものであります。

続いて、日程第16、議第44号 下水管布設（Ｒ７補・面整備）第２工区工事の請負契約についてです。

提案文については省略いたします。

記として、１．契約の目的、下水管布設（Ｒ７補・面整備）第２工区工事。

２．契約の方法、指名競争入札。

３．契約の金額、１億5,103万円、落札率は99.3%です。

４．契約の相手方、安八郡神戸町大字丈六道20番地の２、株式会社相岡組、代表取締役 相岡典昭でございます。

１枚起こしていただきまして、参考資料であります。

工事の場所は、神戸町大字加納地内。

工期は、議会議決の日から令和８年２月27日までであります。

施工延長が459.40メートル、加納地内の面整備工事を推進工法で整備するものであります。
最後になります。

日程第17、議第45号 下水管布設（R 7 補・面整備）第3工区工事の請負契約についてであります。

提案文は省略いたします。

記として、1. 契約の目的、下水管布設（R 7 補・面整備）第3工区工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、9,680万円、落札率は97.2%であります。

4. 契約の相手方、揖斐郡揖斐川町上ミ野128番地、西濃建設株式会社、代表取締役社長
宗宮 郷であります。

1枚起こしていただきまして、参考資料です。

工事の場所は、神戸町大字加納地内。

工期は、議会議決の日から令和8年2月27日。

施工延長が1,099.00メートル、加納地内の面整備工事を開削工法で整備するものであります。

以上、報告事項と工事の請負変更契約並びに請負契約についての7議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜り、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（大場光晴君） 日程第11、報第7号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑がありませんので、報第7号 令和6年度神戸町一般会計継続費繰越計算書については報告済みといたします。

これより、議第40号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第40号（仮称）ごうど児童館改修工事の請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第41号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第41号 エコプラザごうど建設工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第42号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第42号 下宮小学校屋内運動場空調機器設置工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第43号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第43号 下水管布設（Ｒ７補・面整備）第１工区工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第44号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第44号 下水管布設（Ｒ７補・面整備）第２工区工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

次に、議第45号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第45号 下水管布設（Ｒ７補・面整備）第３工区工事の請負契約については、原案のとおり可決されました。

ここで、宮川一美君の退場を求めます。

〔議長 宮川一美君 退場〕

議第46号について（提案説明・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第18、議第46号 農業委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） おはようございます。

日程第18、議第46号 農業委員会委員の任命同意についてでございます。

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、住所、神戸町大字末守537番地の2、氏名、宮川一美さん、生年月日、昭和28年5月4日のお生まれです。

4月21日付で、農業委員会委員の飯沼 満さんから辞任届が提出されました。よって、新たに委員を任命したいので、同意をお願いするものでございます。以上でございます。

○副議長（大場光晴君） お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第46号 農業委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

町議第6号について（委員長報告・採決）

○副議長（大場光晴君） 日程第19、町議第6号 再審法改正を求める意見書についてを議題とします。

本件は、総務建設常任委員会に審査が付託されております。よって、審査の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長 宮嶋健太郎君。

○総務建設常任委員会委員長（宮嶋健太郎君） おはようございます。

再審法改正を求める意見書について、御説明させていただきます。

ただいま副議長が申しましたように、本件は総務建設常任委員会に付託されており、去る6月5日に開催いたしました当委員会において慎重に審議をした結果、趣旨妥当なものとして当委員会として採択すべきものと決定いたしました。

よって、次のとおり、衆議院議長をはじめ各関係大臣等へ提出する意見書を発案しましたので、読み上げさせていただきます。

再審法改正を求める意見書。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題といえる。

冤罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠が冤罪被害を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠である。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されねばならない。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するととどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、冤罪被害を一刻も早く救済するために、以下のとおり再審法を速やかに改正すべきである。

1. 捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
3. 以上のほか、冤罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理の在り方に関する規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月12日 岐阜県安八郡神戸町議会。

以上でございます。どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、意見書

の説明を終わります。

○副議長（大場光晴君） お諮りします。本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定し
ました。

これより、町議第6号議案に対する採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本案は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第6号 再審法改正を求める意見書を採択することは可
決されました。

○副議長（大場光晴君） 以上で、今定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和7年第4回神戸町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、誠に御苦労さまでした。

午前10時05分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月12日

議 会 議 長 宮 川 一 美

議 会 副 議 長 大 場 光 晴

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 飯 沼 満